

## 2 次廃棄物保管倉庫の設置について

## 1. 概 要

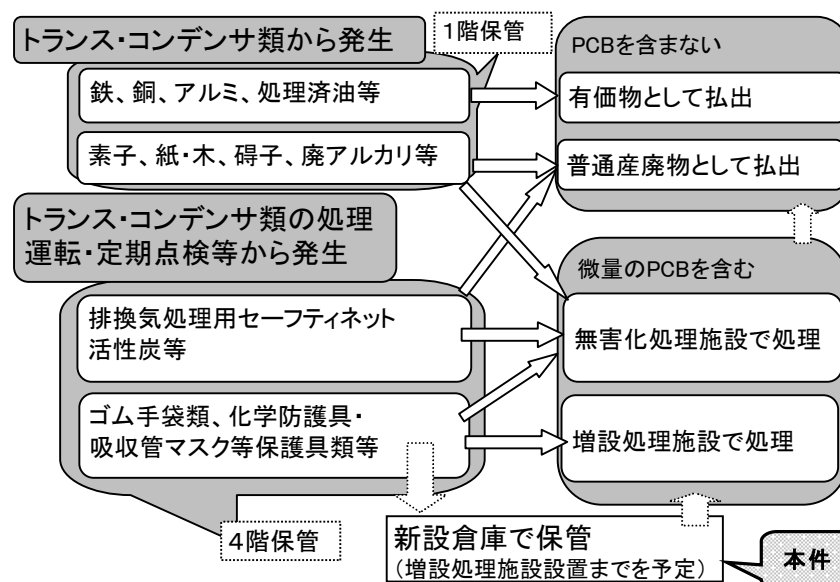
当初処理施設で発生する廃棄物は、トランス・コンデンサ類から発生する鉄・銅・紙木類・処理済油以外に操業運転に伴い発生する 2 次廃棄物（排換気処理用セーフティネット活性炭、化学防護具・ゴム手袋等保護具類、作動油類）がある。2 次廃棄物については、微量の PCB を含むものがあることから増設処理施設等での無害化処理が可能となるまで、当初施設内 4 階保管場にてドラム缶に入れて適正に保管している。

増設処理施設の操業開始が遅れたこともあり、4 階レイアウトの変更による保管量増量改造や廃活性炭のうち非汚染物として判断できるものは外部へ委託処理を進める等保管量の削減を行ってきたが、2 次廃棄物の保管場が逼迫しこのままでは操業に支障がでかねない状況である。

先行している他事業所においても同様な状況となっており、大阪及び豊田事業所では外部に民間倉庫を借りて無害化処理認定施設等での処理が可能となるまで一時保管する措置を講じている。北海道事業所においては、それまでの間保管する倉庫を敷地内に設置する計画としている。

これまで、環境省では微量 PCB 汚染物(5000mg/kg 以下の PCB 汚染物)について、無害化処理認定施設での処理体制整備を進めてきており、平成 24 年 5 月 11 日付けで告示改正のためのパブリックコメント(国民からの意見公募)が実施され、当社の 2 次廃棄物のうち一部について無害化処理認定施設での処理が可能となる見通しとなっている。

今後は、無害化処理認定施設を活用した外部処理を含め、PCB 濃度等性状に応じた分別の徹底を行い、無害化処理を活用できないものについては安定器等の本来の処理対象物の処理に支障が生じないように配慮しつつ増設処理施設で処理し、保管量の削減を図っていくものとする。



廃棄物の種類と基本的な処理予定フロー

## 2. 当初施設の2次廃棄物（廃活性炭と使用済み保護具類）の保管能力・保管状況等

廃活性炭と保護具類は、消防法及び廃棄物処理法の関係から保管場所を区分している。

### ①廃活性炭

- ・現施設保管能力 1, 440 缶
- ・保管状況等 平成24年3月末：1, 015 缶

廃活性炭は定期点検時に発生し本年度の発生予定量は350缶となるが、無害化処理認定施設等への払出しにより、今後も現在の保管能力で保管可能である。

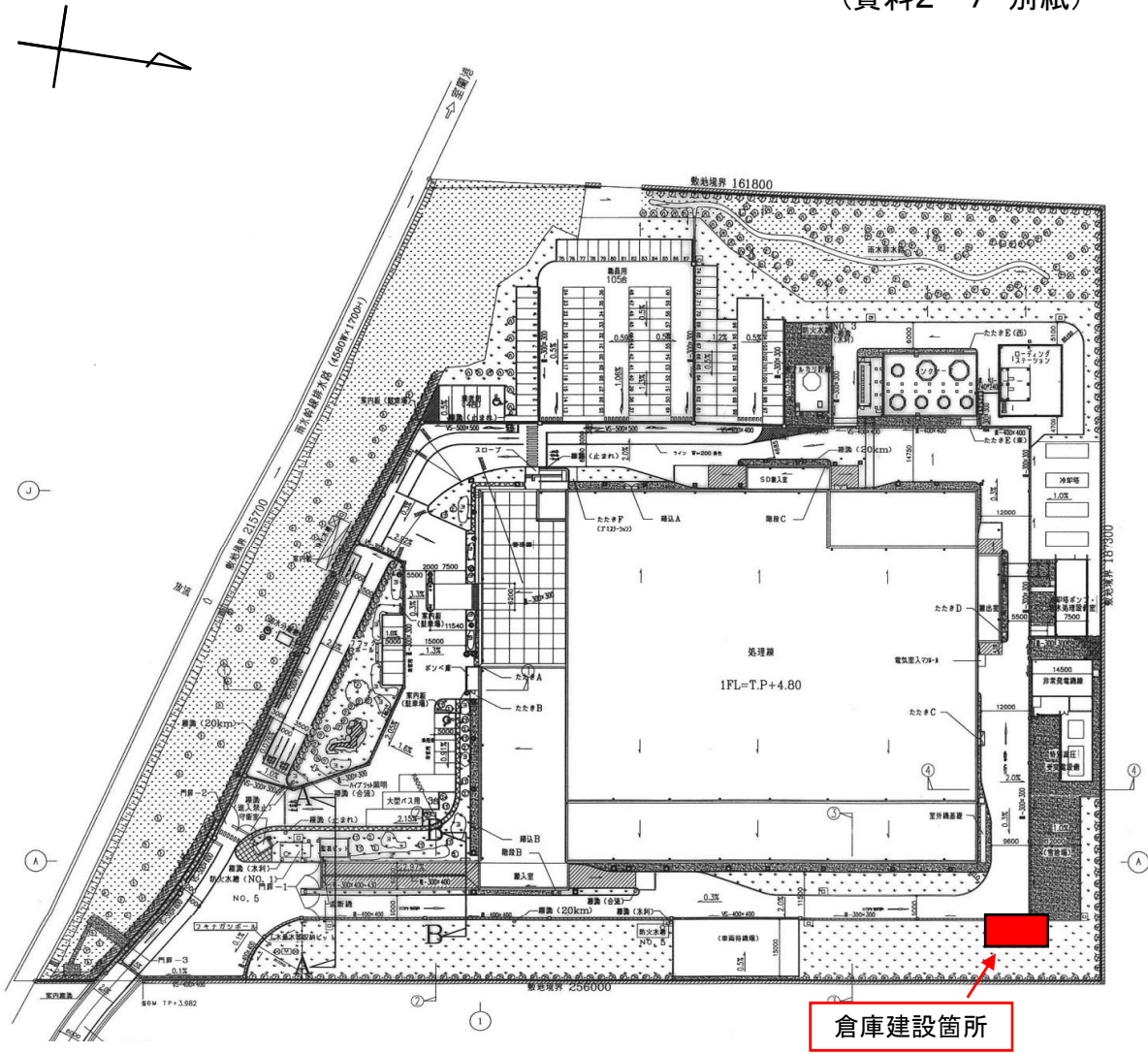
### ②使用済み保護具類

- ・現施設保管能力 4, 130 缶
- ・保管状況等 平成24年3月末：3, 373 缶

使用済み保護具類としては、ゴム手袋・化学防護具・吸収缶マスク等が発生する。本年度は1000缶の発生が見込まれ、11月末頃に満杯となることが想定されるが9月の定期点検時の倉庫内作業に支障をきたすため8月末に新設倉庫を設置する計画である。倉庫の保管量は9月から平成25年3月までに発生が見込まれる650缶、平成25年初旬に約400缶（予定）を無害化処理認定施設に払い出し、残りを増設処理施設設置まで保管することとしている。

### ③倉庫計画案

- ・保管数 650 缶（ $9\text{m} \times 20\text{m} = 180\text{m}^2$ ）
- ・保管対象物 保護具類
- ・保管方法 ドラム缶2段積み(1段目と2段目の間にパレットを置き、ロープまたは鉄管で転倒防止)
- ・構造 鉄骨造平屋建て
- ・その他 安全対策に十分留意し、排気は活性炭処理、床は不浸透床施工（保護具類はビニール封入後ドラム缶にて密閉保管）とするほか、保管時は室内PCB濃度の測定を定期的に行う。



- 建築面積 : 180m<sup>2</sup> (9m × 20m)
- 構造 : 鉄骨造 平屋建
- 保管物 : 二次廃棄物収納ドラム缶 650本



東側緑地

## 報道発表資料

平成24年5月11日

# 「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」の改正案に対する意見の募集(パブリックコメント)について (お知らせ)

環境省は、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」(平成18年環境省告示第98号)により定めている無害化処理認定施設において処理するPCB廃棄物について、所要の検討を行ってきました。今回、検討結果を踏まえ、同告示を改正することを検討しています。

そこで、本案について広く国民の皆様から意見をお聞きするため、平成24年5月11日(金)から平成24年6月11日(月)までの間、意見の募集(パブリック・コメント)を実施いたします。

### 1. 検討概要

環境省では、PCB汚染物の処理に関して、平成17年度から産業廃棄物処理施設における無害化実証試験を実施し、これらの知見を踏まえ、平成21年に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に微量PCB汚染廃電気機器等を加えました。その後、微量PCB汚染廃電気機器等以外のPCBを含む廃棄物についても無害化実証試験を行ってきました。今般、これらの実証試験結果に基づき、「PCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」における議論を踏まえ、無害化処理認定施設で処理するPCB廃棄物を見直すことを検討しています。

### 2. 意見募集の対象

別添の「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年環境省告示第98号)の改正案について」

この改正案についての参考資料として「(参考資料)PCB廃棄物に関する実証試験について」を添付します。

### 3. 意見募集要領

#### (1) 募集期間

平成24年5月11日(金)から平成24年6月11日(月)17時まで(郵送の場合は同日必着)

#### (2) 意見の提出方法

次の様式により、電子メール、郵送又はファックスのいずれかの方法で下記提出先に提出してください。

電子メール又はファックスの場合は題名に「PCB廃棄物の無害化処理に関する意見」と記載してください。

なお、上記以外の方法(電話等)による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承ください。

#### 【意見提出先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

〒100-8975東京都千代田区霞が関1-2-2

E-mail:[hairi-sanpai@env.go.jp](mailto:hairi-sanpai@env.go.jp)

FAX: 03-3593-8264

(3) 意見の取扱い

いただいた意見は、氏名、住所及び電話番号等個人情報に関する事項を除き、すべて公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

また、いただいた意見に対して個別にお答えすることはできませんので、あわせて御了承ください。

(4) 記入要領

郵送又はファックスの場合、下記の様式(A4版)にならい、氏名、住所、電話番号等を御記入ください。電子メールの場合においても、本記入要領に準じて御記入ください。

[件名]PCB廃棄物の無害化処理に関する意見  
[宛先]環境省廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課  
[氏名](企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)  
[郵便番号・住所]  
[電話番号]  
[ファックス番号]  
[御意見]

(5) 資料の入手方法

[1] 環境省ホームページのパブリックコメント欄

(<http://www.env.go.jp/info/iken.html>)

[2] 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課の窓口に備え付け

(東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎5号館26階)

※ 事前に入館登録が必要になるので、来館される場合は、必ず事前に御連絡をお願いいたします。

[3] 郵送による入手

郵送により入手を希望する場合は、返送先を宛名に明記し80円切手を貼付した返信用封筒を別の封筒に入れ、期限までに十分な余裕を持って意見提出先まで送付してください。

## 添付資料

- [別添\[PDF 12KB\]](#)
- [参考資料\[PDF 17KB\]](#)

## 連絡先

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

代表 : 03-3581-3351

直通 : 03-5501-3156

課長 : 廣木 雅史(内:6871)

課長補佐: 鈴木 清彦(内:6876)

担当 : 三浦 博信(内:6880)

「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」（平成 18 年環境省告示第 98 号）の改正案について

環境省では、PCB 廃棄物の処理に関して、平成 17 年度から産業廃棄物処理施設における無害化実証試験を実施し、これらの知見を踏まえ、平成 21 年に廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象に微量 PCB 汚染廃電気機器等を加えました。その後、微量 PCB 汚染廃電気機器等以外の PCB を含む廃棄物についても無害化実証試験を行ってきました（詳細は参考資料を参照）。その結果、最大 5,200mg/kg の PCB 汚染物を含む試験試料について、確実かつ適正に処理を行うことが確認できました。

今般、これらの実証試験結果に基づき、「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」における議論を踏まえ、標記告示の 2 に以下の PCB 廃棄物を加えることについて検討しています。

なお、個別の認定施設においては、実証試験により安全かつ確実に処理することが確認された濃度範囲内での処理とするよう運用することとしています。

- (1) 廃ポリ塩化ビフェニル等（廃棄物処理法施行令第二条の四第五号イに規定する廃ポリ塩化ビフェニル等をいう。）のうち、次に掲げるもの
  - ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
- (2) ポリ塩化ビフェニル汚染物（廃棄物処理法施行令第二条の四第五号ロに規定するポリ塩化ビフェニル汚染物をいう。）のうち、次に掲げるもの
  - 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
  - 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
  - 金属くず、陶磁器くず若しくは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破砕その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が当該金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

- (3) ポリ塩化ビフェニル処理物（廃棄物処理法施行令第二条の四第五号ハに規定するポリ塩化ビフェニル処理物をいう。）のうち、次に掲げるもの
- 廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
  - 廃酸又は廃アルカリのうち、当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該廃酸又は廃アルカリ一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
  - 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
  - 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が当該廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
  - 金属くず等のうち、当該金属くず等に付着しているポリ塩化ビフェニルの量が当該金属くず等に付着している物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの
  - 上記以外であって、当該ポリ塩化ビフェニル処理物に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が当該ポリ塩化ビフェニル処理物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの

## P C B 廃棄物に関する実証試験について

## 1. 経緯

環境省では、微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理体制の整備に向けた検討を行うため、平成 17 年度から微量 P C B 汚染廃電気機器等を試験試料とした産業廃棄物処理施設における焼却実証試験を実施してきた。

また、平成 21 年度からは、微量 P C B 汚染廃電気機器等以外の P C B を含む廃棄物についても焼却実証試験を行ってきた。

## 2. 実施内容

試験試料を焼却処理し、処理後の排ガス、燃え殻及び周辺大気等の P C B 濃度やダイオキシン類濃度を分析し、基準等への適合状況について評価を行うことにより、無害化処理されていることを確認する。

なお、評価に当たっては、廃棄物処理、分析、健康影響等に関する専門家の助言を得ている。

## 3. 実施手順（標準的な例）

## ○ 1 日目（通常運転・P C B を含む廃棄物の処理を行わない）

処理施設で通常受入処理している廃棄物を焼却処理し、発生する排ガス、燃え殻及び周辺大気等の測定を実施する。

## ○ 2 日目（本試験 1 日目）

処理施設で通常受入処理している廃棄物に加え、P C B を含む廃棄物（試験試料）を焼却処理し、発生する排ガス、燃え殻及び周辺大気等の測定を実施する。

## ○ 3 日目（本試験 2 日目）

試験の再現性を確認するため、2 日目と同様の条件で試験を実施する。

## 4. これまでの実績

平成 24 年 3 月末までに 14 か所の産業廃棄物処理施設の協力を得て合計 31 回の実証試験を実施し、いずれも周辺環境へ影響を及ぼすことなく安全かつ確実に無害化できることを確認している。具体的な試験の内容を別紙に示す。



## PCB廃棄物の焼却実証試験実績

廃棄物の種類	種類(試験試料)	PCB濃度範囲 (mg/kg)	炉形式	二次燃焼炉内温度 (固定床炉内温度)
汚泥		14~120	ロータリーキルンストーク力炉 ロータリーキルン式焼却炉	1100℃
		60~110	固定床炉+二次燃焼炉	1100℃(850℃)
廃活性炭		0.2~2700	ロータリーキルン式焼却炉 ロータリーキルンストーク力炉 ロータリーキルン式焼却溶融炉	1100℃
		79	固定床炉+二次燃焼炉	1100℃(850℃)
マスク吸収体 (活性炭含む)		0.5~74	ロータリーキルン式焼却炉	1100℃
		0.4~490	ロータリーキルン式焼却炉	1100℃
紙くず	アルコールティッシュ	7.3~830	ロータリーキルン式焼却炉 ロータリーキルン式焼却溶融炉	1100℃
		0.24~3.8	固定床炉+二次燃焼炉	1100℃(850℃)
繊維くず	フィルター(保温材)	11~470	ロータリーキルン式焼却炉	1100℃
		5.1~2700	ロータリーキルン式焼却炉 ロータリーキルンストーク力炉 ロータリーキルン式焼却溶融炉	1100℃
廃プラスチック類	化学防護服	3.3~67	ロータリーキルン式焼却炉 ロータリーキルンストーク力炉	1100℃
	マスク面体	1.6~1900	ロータリーキルン式焼却炉 ロータリーキルンストーク力炉	1100℃
	インナー手袋	1.3~350	ロータリーキルン式焼却炉 ロータリーキルンストーク力炉	1100℃
	安全靴、長靴	290	ロータリーキルンストーク力炉	1100℃
	仮設ホース	170~210	ロータリーキルン式焼却炉	1100℃
	養生テープ	17~1800	ロータリーキルン式焼却炉 ロータリーキルン式焼却溶融炉	1100℃
	PEシート	24	ロータリーキルン式焼却炉	1100℃
	ゴム類	5200	ロータリーキルン式焼却炉	1100℃
	硬質プラスチック	1.5~470	ロータリーキルン式焼却炉	1100℃
	廃アルカリ	紙くず・木くず・アルミ	7.1~2600	ロータリーキルン式焼却炉 ロータリーキルンストーク力炉 ロータリーキルン式焼却溶融炉